【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【中間会計期間】	第81期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	岡本硝子株式会社
【英訳名】	OKAMOTO GLASS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長　岡本　毅
【本店の所在の場所】	千葉県柏市十余二380番地
【電話番号】	04(7137)3111
【事務連絡者氏名】	財務経理部長　風間　卓
【最寄りの連絡場所】	千葉県柏市十余二380番地
【電話番号】	04(7137)3111
【事務連絡者氏名】	財務経理部長　風間　卓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

回次		第80期 中間連結会計期間	第81期 中間連結会計期間	第80期
会計期間		自 2025年４月１日 至 2025年９月30日	自 2026年４月１日 至 2026年９月30日	自 2025年４月１日 至 2026年３月31日
売上高	(千円)	1,886,932	2,478,155	4,731,307
経常損失(△)	(千円)	△307,657	△227,842	△82,526
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失(△)	(千円)	△226,422	△156,297	△149,337
中間包括利益又は包括利益	(千円)	△216,517	△150,222	△139,012
純資産額	(千円)	2,554,377	3,720,768	2,631,848
総資産額	(千円)	8,822,517	9,553,363	8,746,465
１株当たり中間(当期)純損失(△)	(円)	△9.27	△5.26	△5.62
潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益	(円)	―	―	―
自己資本比率	(%)	29.0	38.9	30.1
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	221,308	638,584	335,883
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△147,615	△87,188	△251,992
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	405,059	842,045	241,504
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(千円)	2,280,951	3,546,299	2,158,893

(注) １．当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．潜在株式調整後１株当たり中間(当期)純利益については、第80期中間連結会計期間及び第80期は、１株当たり中間(当期)純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第81期中間連結会計期間は潜在株式は存在するものの、１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

２ 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当中間連結会計期間において、プロジェクター需要が、教育向け及びFIFAワールドカップ特需で好調だったため、当社グループのプロジェクター用フライアイレンズと反射鏡は、販売数量が増加しました。また、データセンタ投資が引き続き活発であったことなどにより、光トランシーバなどに使われるガラス偏光子の受注は好調でした。

この結果、当中間連結会計期間の連結業績は、売上高2,478百万円(前中間連結会計期間比31.3%増)、経常損失227百万円(前中間連結会計期間の経常損失は307百万円)、親会社株主に帰属する中間純損失156百万円(前中間連結会計期間の親会社株主に帰属する中間純損失は226百万円)となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

①光学事業

当中間連結会計期間の売上高は1,274百万円と前年同期と比べ376百万円(41.9%)の増収となり、セグメント利益（営業利益）は81百万円と前年同期と比べ34百万円(73.2%)の増益となりました。

プロジェクター用反射鏡は、販売数量が前年同期比で7.7%増加し、売上高は40.7%増加いたしました。フライアイレンズは、販売数量が前年同期比で15.5%増加し、売上高は18.5%増加いたしました。

②照明事業

当中間連結会計期間の売上高は209百万円と前年同期と比べ2百万円(1.1%)の増収となり、セグメント利益（営業利益）は6百万円と前年同期と比べ3百万円(135.4%)の増益となりました。プレステージクラスの乗用車向けレンズの売上高が増加しました。

③機能性薄膜・ガラス事業

当中間連結会計期間の売上高は700百万円と前年同期と比べ229百万円(48.6%)の増収となり、セグメント利益（営業利益）は42百万円と前年同期と比べ127百万円(前中間連結会計期間のセグメント損失は85百万円)の増益となりました。ガラス偏光子の売上高が増加しました。

④その他

当中間連結会計期間の売上高は293百万円と前年同期と比べ16百万円(5.3%)の減収となり、セグメント利益（営業利益）は25百万円と前年同期と比べ2百万円(9.4%)の減益となりました。

(2) 財政状態の分析

当中間連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末と比べて806百万円増加し、9,553百万円となりました。

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べ794百万円の増加となりました。この主な要因は、現金及び預金が1,390百万円増加した一方で、受取手形及び売掛金が462百万円減少し、電子記録債権が139百万円減少したことなどによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べ12百万円の増加となりました。繰延税金資産が98百万円増加したことなどによるものであります。

この結果、資産合計は、前連結会計年度末に比べ806百万円の増加となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べ34百万円の増加となりました。この主な要因は、買掛金が104百万円増加したことなどによるものであります。

固定負債は前連結会計年度末に比べ316百万円の減少となりました。この主な要因は、長期借入金が252百万円減少したことなどによるものであります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ282百万円の減少となりました。

(純資産)

純資産は、前連結会計年度末に比べ1,088百万円の増加となりました。この主な要因は、2026年８月26日に第11回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使が完了したことにより資本金が619百万円、資本剰余金が619百万円増加した一方で、利益剰余金が156百万円減少したことなどによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ1,387百万円増加し、3,546百万円となりました。

営業活動により資金は638百万円増加(前中間連結会計期間は221百万円増加)しました。減価償却費171百万円(前中間連結会計期間は287百万円)、売上債権の減少額605百万円(前中間連結会計期間は売上債権の減少額441百万円)、仕入債務の増加額115百万円(前中間連結会計期間は仕入債務の減少額83百万円)などの増加要因に対し、税金等調整前中間純損失227百万円(前中間連結会計期間は税金等調整前中間純損失301百万円)などの減少要因がありました。

投資活動により資金は87百万円減少(前中間連結会計期間は147百万円の減少)しました。有形固定資産の取得による支出78百万円(前中間連結会計期間は148百万円)などの減少要因がありました。

財務活動により資金は842百万円増加(前中間連結会計期間は405百万円の増加)しました。長期借入れによる収入200百万円、新株予約権の行使による株式の発行による収入1,216百万円などの増加要因に対し、長期借入金の返済による支出512百万円などの減少要因がありました。

(4) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は66百万円であります。

なお、当中間連結会計期間において当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 主要な設備

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設等について、重要な変更のあったものは次のとおりであります。

セグメントの別	会社名 事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月	完成後の 生産能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
光学事業	岡本硝子㈱ 本社工場 (千葉県柏市)	ガラス加工機及びガラス製造に係るDXの導入	500,000	―	新株予約権の発行及び行使による調達資金、自己資金及び銀行借入	2026年 10月	2029年 6月	―
光学事業	新潟岡本硝子㈱ 本社・事業場 (新潟県柏崎市)	ガラス製造に係るDXの導入	100,000	―	新株予約権の発行及び行使による調達資金、自己資金及び銀行借入	2027年 4月	2027年 7月	―
機能性薄膜・ガラス事業	岡本硝子㈱ 本社工場 (千葉県柏市)	ガラス偏光子製造設備	300,000	20,680	新株予約権の発行及び行使による調達資金、自己資金及び銀行借入	2026年 7月	2028年 2月	生産能力 1,500%増加
機能性薄膜・ガラス事業	新潟岡本硝子㈱ 本社・事業場 (新潟県柏崎市)	ガラス偏光子製造設備	300,000	―	新株予約権の発行及び行使による調達資金、自己資金及び銀行借入	2027年 2月	2028年 4月	
機能性薄膜・ガラス事業	岡本硝子㈱ 本社工場 (千葉県柏市)	放熱基板製造設備	100,000	―	新株予約権の発行及び行使による調達資金、自己資金及び銀行借入	2026年 8月	2028年 3月	生産能力 400%増加
機能性薄膜・ガラス事業	新潟岡本硝子㈱ 本社・事業場 (新潟県柏崎市)	放熱基板製造設備	1,335,000	―	新株予約権の発行及び行使による調達資金、自己資金及び銀行借入	2026年 12月	2029年 6月	

(注) 1　上記金額には消費税等は含まれておりません。

2　ガラス加工機及びガラス製造に係るDXの導入の設備投資600,000千円を本社工場（千葉県柏市）に集中させるこれまでの計画を変更し、この内、ガラス製造に係るDXの導入100,000千円を新潟岡本硝子株式会社で実施することにいたしました。

3　ガラス偏光子製造設備への設備投資300,000千円を本社工場（千葉県柏市）に集中させるこれまでの計画を変更し、更なる生産能力増加のため、300,000千円増額し、設備投資600,000千円とした上で、BCPの見地から、本社工場と新潟岡本硝子株式会社の２拠点体制とすることにいたしました。

4　放熱基板製造設備への設備投資1,435,000千円を新潟岡本硝子株式会社に集中させるこれまでの計画を変更し、この内、100,000千円を本社工場（千葉県柏市）で実施することにいたしました。

3 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	63,766,960
計	63,766,960

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年９月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年11月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,921,543	30,921,543	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数100株であります。
計	30,921,543	30,921,543	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

当中間会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

	第11回新株予約権
決議年月日	2026年５月15日
新株予約権の数(個)	18,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,800,000（注）３
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額１株当たり989 （注）５、（注）６
新株予約権の行使期間	2026年６月９日～2029年６月５日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	（注）８
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

※第11回新株予約権は、2026年８月26日をもって全ての行使が完了しております。

(注) １．本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権であります。

２．振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第２項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

３．本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

（１）本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式1,800,000株とする（本新株予約権１個当たりの本新株予約権の目的である普通株式の数（以下「交付株式数」という。）は、100株とする。）。ただし、本項第(２)号乃至第(５)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

（２）当社が第６項の規定に従って行使価額（第４項第(１)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前行使株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第６項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

（３）前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

（４）調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第６項第(２)号、第(４)号及び第(５)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

（５）交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。ただし、第６項第(２)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

４．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（１）本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式１株あたりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

（２）行使価額は、当初989円とする。ただし、行使価額は、第５項又は第６項に従い、修正又は調整されることがある。

５．行使価額の修正

（１）2026年６月９日以降、第14項第(１)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の91%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。）。ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が495円（ただし、第６項第(１)号乃至第(５)号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

（２）前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第14項第(２)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

６.行使価額の調整

（１）当社は、本新株予約権の発行後、本項第(２)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時　　価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（２）行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価（本項第(３)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。また、当社及び当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人及び従業員を対象とする株式報酬制度（以下「株式報酬制度」という。）に基づき交付される場合には、当該交付の結果、(ⅰ)本新株予約権の発行後において株式報酬制度に基づき交付された当社普通株式の累計数及び(ⅱ)本新株予約権の発行後において当社及び当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人及び従業員を対象とするストックオプション制度（以下「ストックオプション制度」という。）に基づき発行された新株予約権が全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社の発行済普通株式数（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割、株式併合又は無償割当てが行われた場合には、当該株式数は適切に調整されるものとする。以下本号③において同じ。）の１％を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が１％を超える交付が行われた場合、当該交付に係る調整に際しては、上記規定又は本号③の同様の規定により調整の対象とならなかったそれ以前の交付又は発行も考慮される。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用す

る。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(３)号⑤に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが、第12回新株予約権を除く。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、ストックオプション制度に基づき発行される場合には、当該発行の結果、(ⅰ)本新株予約権の発行後において株式報酬制度に基づき交付された当社普通株式の累計数及び(ⅱ)本新株予約権の発行後においてストックオプション制度に基づき発行された新株予約権が全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社の発行済普通株式数の１％を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が１％を超える発行が行われた場合、当該発行に係る調整に際しては、上記規定又は本号①の同様の規定により調整の対象とならなかったそれ以前の発行又は交付も考慮される。）調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(３)号⑥に定義する。以下同じ。）が、(ⅰ)上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(３)号③に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ⅱ)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式１株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(４)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合

(ⅰ)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ⅱ)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(ⅰ)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、１か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適

用する。

⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第19項第(２)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に１株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑦本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

(３)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

②行使価額調整式及び本項第(２)号において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(２)号⑥の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

③行使価額調整式及び本項第(２)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の１か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(２)号又は第(４)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

⑤本項第(２)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(２)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における１株当たりの払込金額とする。

⑥本項第(２)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の１か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(ⅰ)（本項第(２)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(２)号又は第(４)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ⅱ)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(２)号又は第(４)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(４) 本項第(２)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の

権利義務の全部若しくは一部の承継、他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得、又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

③その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

④行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（５）本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第５項第(１)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

（６）本項第(１)号乃至第(５)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(２)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

７．新株予約権の行使可能期間

2026年６月９日から2029年６月５日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（機構（第16項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

８．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

９．新株予約権の取得条項

（１）当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権者に対して、本新株予約権１個当たり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

（２）当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会が不要な場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権者に対して本新株予約権１個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

（３）当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から２週間後の日（機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権者に対して本新株予約権１個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

（４）本項第(１)号及び第(２)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の２週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。

10．各新株予約権の払込金額

本新株予約権１個当たり304円

11．新株予約権の払込総額

5,472,000円

12．新株予約権の割当日

2026年６月５日

13．新株予約権の払込期日

2026年６月５日

14．新株予約権の行使請求及び払込みの方法

（１）本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関（社債等振替法第２条第４項に定める口座管理機関

をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。

（２）本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第18項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。

（３）本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

15．新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

16．振替機関

株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）

17．新株予約権の行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

18．新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 亀戸支店

19．新株予約権行使の効力発生時期等

（１）本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第17項に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

（２）当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の２銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

20．単元株式数の定めの廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

21.募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村證券株式会社に割り当てる。

22.申込期間

2026年６月５日

23.新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権１個の払込金額を304円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第４項記載のとおりとした。

24.その他

（１）上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

（２）本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

（３）その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長に一任する。

25.行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

（１）第11回新株予約権の目的となる株式の総数は1,800,000株、交付株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第11回新株予約権の行使による資金調達の額は増加又は減少する。

（２）第11回新株予約権の行使価額の修正基準：第11回新株予約権の行使価額は、割当日の２取引日後の日以降、第11回新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。)の91%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。)。

（３）行使価額の修正頻度：行使の際に本項第(２)号に記載の条件に該当する都度、修正される。

（４）行使価額の上限：なし

行使価額の下限：第11回新株予約権の行使価額の下限(以下「下限行使価額」という。)は、条件決定日

の直前取引日の東証終値の50%に相当する金額の１円未満の端数を切り上げた金額である495円である。

（５）交付株式数の上限：第11回新株予約権の目的となる株式の総数は1,800,000株(2026年３月31日現在の発行済株式数に対する割合は6.18%)、交付株式数は100株で確定している。

（６）第11回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本項第(４)号に記載の行使価額の下限にて第11回新株予約権が全て行使された場合の資金調達額)：896,472,000円(但し、第11回新株予約権の全部又は一部は行使されない可能性がある。)

（７）第11回新株予約権には、当社の決定により残存する第11回新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている。

（８）割当先と締結の買取契約にて、当社による停止指定、割当先による第11回新株予約権の取得の請求等が定められる。

26.本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当先との間で締結した取決めの内容

（１）当社による停止指定

・当社は、割当先が第11回新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間(以下「停止指定期間」といいます。)として、第11回新株予約権に係る行使可能期間の開始日以降、当該開始日の１年後の応当日(休日の場合はその直前取引日。応当日に関して、以下同様とします。)までの間の任意の期間を指定(以下「停止指定」といいます。)することができます。停止指定を行う場合には、当社は、停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当先に通知いたします。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の２取引日以後に開始する期間を定めるものとします。

・なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消すことができます。

・停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

（２）割当先による本新株予約権の取得の請求

・割当先は、(ⅰ)行使可能期間の開始日以降、当該行使可能期間の最終日の１か月前応当日まで(当日を含む。)の間のいずれかの５連続取引日の東証終値の全てが495円を下回った場合、(ⅱ)本新株予約権に係る行使可能期間の最終日の１か月前応当日の翌取引日以降、当該行使可能期間の最終日の15取引日前の日まで(当日を含む。)の期間、(ⅲ)当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、(ⅳ)当社と割当先との間で締結の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合、又は(ⅴ)当該買取契約に定める禁止行為を行った若しくは割当先から要求される行為を行わなかった場合、当社に対して通知することにより、各本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該本新株予約権の発行要項に従い、各本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する各本新株予約権を全て取得します。

（３）割当先による行使制限措置

①当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第１項及び同規程施行規則第436条第１項乃至第５項の定めに基づき、ＭＳＣＢ等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における発行会社普通株式の終値(但し、本新株予約権の行使価額の調整が行われた場合は同様に調整される。)以上の場合、本新株予約権の行使可能期間の最終２か月間等の所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を割当先に行わせません。

②割当先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

27. 当社の株券の売買について割当先との間で締結した取決めの内容

割当先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社普通株式の貸株を使用する予定であり、本新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の貸株は使用しません。

28. 当社の株券の貸借に関する事項について割当先と当社の特別利害関係者との間で締結した取決めの内容

本新株予約権の発行に伴い、当社筆頭株主である有限会社オー・ジー・シーは、その保有する当社普通株式について割当先への貸株を行います。

なお、有限会社オー・ジー・シーは、当社の株価や株式市場の動向、本新株予約権の行使の進捗状況等を勘案し、割当先へ貸株の返還を請求する可能性があり、その旨を割当先へ通知しております。

29. その他投資者の保護を図るための事項

割当先は、当社との間で締結の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で第26項第(３)号①及び②の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。但し、割当先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

	第12回新株予約権
決議年月日	2026年５月15日
新株予約権の数(個)	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	200,000（注）３
新株予約権の行使時の払込金額(円)	１株当たり1,286（注）４
新株予約権の行使期間	2026年６月９日～2029年６月５日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)７
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は出来ないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を取得する必要がある。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	―

(注) １．新株予約権の総数　2,000個

２．振替新株予約権

本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164 条第2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。

３．本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

(１) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式200,000株とする（本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「交付株式数」という。）は、100株とする。）。ただし、本項第(２)号乃至第(５)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(２) 当社が第5 項の規定に従って行使価額（第４項第(１)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前行使株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第５項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

(３) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

(４) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第５項第(２)号及び第(４)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(５) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に通知する。ただし、第５項第(２)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

４．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

（１）本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権１個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式１株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

（２）行使価額は、1,286円とする。ただし、行使価額は第５項に従い調整されることがある。

５．行使価額の調整

（１）当社は、本新株予約権の発行後、本項第(２)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付通株式数} \times \text{１株当たりの払込金額}}{\text{時　　価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

（２）行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 時価（本項第(３)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換若しくは行使による場合を除く。また、当社及び当社の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第８項に定める関係会社をいう。以下同じ。）の取締役、執行役、監査役、使用人及び従業員を対象とする株式報酬制度（以下「株式報酬制度」という。）に基づき交付される場合には、当該交付の結果、(ⅰ)本新株予約権の発行後において株式報酬制度に基づき交付された当社普通株式の累計数及び(ⅱ)本新株予約権の発行後において当社及び当社の関係会社の取締役、執行役、監査役、使用人及び従業員を対象とするストックオプション制度（以下「ストックオプション制度」という。）に基づき発行された新株予約権が全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社の発行済普通株式数（本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割、株式併合又は無償割当てが行われた場合には、当該株式数は適切に調整されるものとする。以下本号③において同じ。）の１％を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が１％を超える交付が行われた場合、当該交付に係る調整に際しては、上記規定又は本号③の同様の規定により調整の対象とならなかったそれ以前の交付又は発行も考慮される。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(３)号⑤に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含むが、第11回新株予約権を除く。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）（ただし、ストックオプション制度に基づき発行される場合には、当該発行の結果、(ⅰ)本新株予約権の発行後において株式報酬制度に基づき交付された当社普通株式の累計数及び(ⅱ)本新株予約権の発行後においてストックオプション制度に基づき発行された新株予約権が全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社の発行済普通株式数の１％を超えることとなる場合に限る。なお、かかる累計数の合計の割合が１％を超える発行が行われた場合、当該発行に係る調整に際しては、上記規定又は本号①の同様の規定により調整の対象とならなかったそれ以前の発行又は交付も考慮される。）調

整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(３)号⑥に定義する。以下同じ。）が、(ⅰ)上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(３)号③に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ⅱ)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式１株当たりの対価（本⑤において「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合(ⅰ)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。(ⅱ)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(ⅰ)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、１か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第18項第(２)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に１株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑦本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

（３）①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

②行使価額調整式及び本項第(２)号において「時価」とは、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(２)号⑥の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第２位まで算出し、その小数第２位を切り捨てる。

③行使価額調整式及び本項第(２)号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の１か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(２)号又は第(４)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。

④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。

⑤本項第(２)号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(２)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における１株当たりの払込金額とする。

⑥本項第(２)号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後行使価額を適用する日の１か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(ⅰ)（本項第(２)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(２)号又は第(４)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ⅱ)（本項第(２)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(２)号又は第(４)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

（４）本項第(２)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得、又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

③その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

④行使価額を調整すべき事由が２つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

（５）本項第(１)号乃至第(４)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(２)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

６.新株予約権の行使可能期間

2026年６月９日から2029年６月５日までの期間（以下「行使可能期間」という。）とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（機構（第15項に定義する。以下同じ。）

の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

７．新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果１円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

８．新株予約権の取得条項

（１）当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権者に対して、本新株予約権１個当たり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

（２）当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会（株主総会が不要な場合は、取締役会）で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権者に対して本新株予約権１個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

（３）当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から２週間後の日（機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権者に対して本新株予約権１個当たり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

（４）本項第(１)号及び第(２)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社取締役会で定める取得日の２週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。

９．各新株予約権の払込金額

本新株予約権１個当たり58円

10．新株予約権の払込総額

116,000円

11．新株予約権の割当日

2026年６月５日

12．新株予約権の払込期日

2026年６月５日

13．新株予約権の行使請求及び払込みの方法

（１）本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関（社債等振替法第２条第４項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。）に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行使請求の通知が行われることにより行われる。

（２）本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第17項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。

（３）本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

14．新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

15．振替機関

株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）

16．新株予約権の行使請求受付場所

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

17．新株予約権の行使に関する払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 亀戸支店

18．新株予約権の行使に関する払込取扱場所

（１）本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第16項に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定す

る口座に入金された日に発生する。

（２）当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の２銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

19. 単元株式数の定めの廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

20. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村證券株式会社に割り当てる。

21. 申込期間

2026年６月５日

22. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社普通株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権１個の払込金額を58円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第４項記載のとおりとした。

23. その他

（１）上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

（２）本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。

（３）その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役会長に一任する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当中間会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	中間会計期間 (2026年４月１日から2026年９月30日まで)
当該中間会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数(個)	18,000
当該中間会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	1,800,000
当該中間期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	685
当該中間会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	1,233,554
当該中間会計期間の末日における権利行使された当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	18,000
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	1,800,000
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	685
当該中間会計期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	1,233,554

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2026年４月１日～2026年９月30日	1,800,000	30,921,543	619,513	2,103,194	619,513	1,462,514

（注）新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

(2026年９月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
有限会社オー・ジー・シー	東京都文京区弥生2-16-2	4,334	14.03
岡本興産有限会社	東京都文京区弥生2-16-2	848	2.75
岡本　毅	東京都文京区	779	2.52
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木1-6-1	536	1.74
楽天証券株式会社共有口	東京都港区南青山2-6-21	398	1.29
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町1-9-7	282	0.92
岡本　峻	東京都港区	263	0.85
窪寺　敏幸	東京都中野区	227	0.74
岡本硝子社員持株会	千葉県柏市十余二380	202	0.65
小松　秀輝	宮城県名取市	200	0.65
計	―	8,074	26.14

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2026年９月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 29,900	―	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 30,787,000	307,870	同上
単元未満株式	普通株式 104,643	―	同上
発行済株式総数	30,921,543	―	―
総株主の議決権	―	307,870	―

② 【自己株式等】

(2026年９月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 岡本硝子株式会社	千葉県柏市十余二380番地	29,900	―	29,900	0.1
計	―	29,900	―	29,900	0.1

２ 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第４ 【経理の状況】

１．中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第３編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(2026年４月１日から2026年９月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、あかり監査法人による期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,219,698	3,610,121
受取手形及び売掛金	1,260,507	797,851
電子記録債権	197,380	57,528
商品及び製品	255,963	289,866
仕掛品	668,734	570,606
原材料及び貯蔵品	116,480	157,701
その他	52,072	81,778
流動資産合計	4,770,837	5,565,455
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	927,829	883,270
機械装置及び運搬具（純額）	1,248,740	1,209,701
土地	764,514	764,514
リース資産（純額）	475,819	426,393
建設仮勘定	121,421	159,961
その他（純額）	48,687	58,846
有形固定資産合計	3,587,012	3,502,688
無形固定資産	7,766	10,318
投資その他の資産		
投資有価証券	144,331	151,114
繰延税金資産	41,671	140,551
その他	194,846	183,236
投資その他の資産合計	380,849	474,901
固定資産合計	3,975,628	3,987,908
資産合計	8,746,465	9,553,363

（単位：千円）

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	44,738	149,546
電子記録債務	39,391	51,866
短期借入金	540,000	540,000
1年内返済予定の長期借入金	825,447	765,443
リース債務	136,098	138,368
未払法人税等	43,128	45,082
賞与引当金	94,946	95,002
未払金	146,307	155,154
設備関係電子記録債務	1,298	-
その他	118,988	84,446
流動負債合計	1,990,344	2,024,910
固定負債		
長期借入金	3,291,186	3,038,467
リース債務	495,008	425,246
繰延税金負債	40,162	40,046
退職給付に係る負債	180,035	184,289
資産除去債務	84,506	86,762
その他	33,373	32,873
固定負債合計	4,124,273	3,807,684
負債合計	6,114,617	5,832,595
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,483,680	2,103,194
資本剰余金	843,001	1,462,514
利益剰余金	140,407	△15,890
自己株式	△464	△464
株主資本合計	2,466,624	3,549,353
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,693	7,940
為替換算調整勘定	85,722	91,281
退職給付に係る調整累計額	74,769	72,042
その他の包括利益累計額合計	165,185	171,264
新株予約権	-	116
非支配株主持分	37	33
純資産合計	2,631,848	3,720,768
負債純資産合計	8,746,465	9,553,363

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
売上高	1,886,932	2,478,155
売上原価	1,383,095	1,804,087
売上総利益	503,836	674,067
販売費及び一般管理費		
役員報酬	54,240	53,385
給料及び手当	235,311	245,733
退職給付費用	4,678	4,724
減価償却費	34,702	31,422
旅費及び交通費	17,067	22,100
支払手数料	65,410	113,269
運賃	18,497	20,827
賞与引当金繰入額	27,682	36,656
研究開発費	65,618	66,390
その他	247,099	242,556
販売費及び一般管理費合計	770,307	837,064
営業損失（△）	△266,471	△162,997
営業外収益		
受取利息	3,762	4,856
受取配当金	1,537	1,685
助成金収入	4,622	3,595
受取報奨金	7,458	1,659
受取補償金	6,000	-
その他	2,876	8,966
営業外収益合計	26,257	20,763
営業外費用		
支払利息	47,552	49,701
為替差損	5,817	16,991
株式交付費	11,374	16,880
その他	2,698	2,034
営業外費用合計	67,442	85,608
経常損失（△）	△307,657	△227,842
特別利益		
固定資産売却益	6,540	-
特別利益合計	6,540	-
特別損失		
固定資産除却損	0	0
特別損失合計	0	0
税金等調整前中間純損失（△）	△301,116	△227,842
法人税等	△74,691	△71,541
中間純損失（△）	△226,425	△156,300
非支配株主に帰属する中間純損失（△）	△3	△3
親会社株主に帰属する中間純損失（△）	△226,422	△156,297

【中間連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	前中間連結会計期間 （自 2025年４月１日 至 2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自 2026年４月１日 至 2026年９月30日）
中間純損失（△）	△226,425	△156,300
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8,051	3,247
為替換算調整勘定	4,346	5,558
退職給付に係る調整額	△2,489	△2,726
その他の包括利益合計	9,908	6,078
中間包括利益	△216,517	△150,222
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	△216,513	△150,218
非支配株主に係る中間包括利益	△3	△3

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失（△）	△301,116	△227,842
減価償却費	287,171	171,706
貸倒引当金の増減額（△は減少）	1,469	△64
賞与引当金の増減額（△は減少）	19,292	56
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	1,301	1,527
受取利息及び受取配当金	△5,299	△6,541
支払利息	47,552	49,701
為替差損益（△は益）	1,871	9,975
助成金収入	△4,622	△3,595
株式交付費	11,374	16,880
固定資産売却益	△6,540	-
固定資産除却損	0	0
売上債権の増減額（△は増加）	441,055	605,679
棚卸資産の増減額（△は増加）	△211,404	23,017
仕入債務の増減額（△は減少）	△83,456	115,688
その他の資産の増減額（△は増加）	3,029	△26,308
その他の負債の増減額（△は減少）	67,393	△25,689
小計	269,072	704,190
利息及び配当金の受取額	5,299	6,541
利息の支払額	△46,726	△49,659
助成金の受取額	4,622	3,595
法人税等の支払額	△10,959	△26,084
営業活動によるキャッシュ・フロー	221,308	638,584
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,200	△1,200
投資有価証券の取得による支出	△1,862	△1,984
有形固定資産の取得による支出	△148,328	△78,839
有形固定資産の売却による収入	6,540	-
無形固定資産の取得による支出	-	△3,839
その他の支出	△2,775	△1,470
その他の収入	10	146
投資活動によるキャッシュ・フロー	△147,615	△87,188
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△270,000	-
長期借入れによる収入	170,000	200,000
長期借入金の返済による支出	△563,523	△512,723
新株予約権の発行による収入	4,620	5,588
新株予約権の行使による株式の発行による収入	951,366	1,216,673
リース債務の返済による支出	△57,698	△67,492
セール・アンド・リースバックによる収入	170,294	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	405,059	842,045
現金及び現金同等物に係る換算差額	7	△6,035
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	478,760	1,387,406
現金及び現金同等物の期首残高	1,802,191	2,158,893
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 2,280,951	※1 3,546,299

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

（連結子会社の事業年度等に関する事項の変更）

従来、決算日が12月31日であった連結子会社の蘇州岡本貿易有限公司については、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要取引について連結上必要な調整を行っておりましたが、より適切な連結財務諸表の開示を行うため、当中間連結会計期間より連結決算日に仮決算を行う方法に変更しております。

この変更に伴い、当中間連結会計期間の当該子会社の業績については、2026年１月１日から2026年９月30日までの９ヶ月分を連結し、中間連結損益計算書を通じて調整しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

従来、当社及び国内連結子会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法（ただし、1998年４月１日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しておりましたが、当中間連結会計期間より定額法に変更しております。

岡本硝子グループ中期経営計画Growth28(2027年３月期～2029年３月期)の作成にあたり、経営環境の変化及び経営方針の見直しを踏まえて有形固定資産の使用状況を確認、検討した結果、耐用年数にわたって取得原価を均等配分することが有形固定資産の使用実態に即していること、また、今後の生産設備の稼働状況においても安定的であると見込まれることにより、定額法による減価償却の方がより合理的であり、かつ当社グループの経営実態をより適切に反映すると判断したことによるものです。

これにより、従来の方法に比べて当中間連結会計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前中間純損失はそれぞれ39,577千円減少しております。

(中間連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当中間連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益又は税引前中間純損失に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を使用しております。

また、一部の連結子会社の税金費用は税引前中間純利益又は税引前中間純損失に前年度の損益計算書における税効果会計適用後の法人税等の負担率を乗じることにより算定しております。

なお、法人税等調整額は、法人税等に含めて表示しております。

(中間連結損益計算書関係)

１　当社グループは、当中間連結会計期間に係る棚卸資産の帳簿価額の切下げの方法として、切放し法を適用しております。

２　当社グループは、当中間連結会計期間に係る有価証券の減損処理の方法として、切放し法を適用しております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金及び預金	2,291,756千円	3,610,121千円
預入期間が３か月を超える定期預金	△10,804千円	△63,821千円
現金及び現金同等物	2,280,951千円	3,546,299千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１．配当に関する事項

該当事項はありません。

２．株主資本の著しい変動

当中間連結会計期間において、第10回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使により資本金が483,680千円、資本剰余金が483,680千円増加し、当中間連結会計期間末において資本金が1,483,680千円、資本剰余金が843,001千円となっております。

当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．配当に関する事項

該当事項はありません。

２．株主資本の著しい変動

当中間連結会計期間において、第11回新株予約権（行使価額修正条項付）の行使により資本金が619,513千円、資本剰余金が619,513千円増加し、当中間連結会計期間末において資本金が2,103,194千円、資本剰余金が1,462,514千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

Ⅰ　前中間連結会計期間(自　2025年４月１日　至　2025年９月30日)

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他(注)	合計
	光学事業	照明事業	機能性薄膜・ガラス事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	898,330	207,124	471,512	1,576,967	309,964	1,886,932
その他の収益						
外部顧客への売上高	898,330	207,124	471,512	1,576,967	309,964	1,886,932
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―	―
計	898,330	207,124	471,512	1,576,967	309,964	1,886,932
セグメント利益又は損失(△)	47,276	2,743	△85,587	△35,566	28,489	△7,077

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、デンタルミラーなどの医療向けガラス製品、洗濯機用ドアガラスなどを含んでおります。

２．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容

(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	△35,566
「その他」の区分の利益	28,489
全社費用(注)	△259,394
中間連結損益計算書の営業損失(△)	△266,471

(注)　全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

Ⅱ　当中間連結会計期間(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント				その他(注)	合計
	光学事業	照明事業	機能性薄膜・ガラス事業	計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	1,274,373	209,324	700,786	2,184,484	293,671	2,478,155
その他の収益						
外部顧客への売上高	1,274,373	209,324	700,786	2,184,484	293,671	2,478,155
セグメント間の内部売上高又は振替高	―	―	―	―	―	―
計	1,274,373	209,324	700,786	2,184,484	293,671	2,478,155
セグメント利益	81,882	6,456	42,020	130,359	25,812	156,171

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、デンタルミラーなどの医療向けガラス製品、洗濯機用ドアガラスなどを含んでおります。

２．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容
(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	130,359
「その他」の区分の利益	25,812
全社費用(注)	△319,168
中間連結損益計算書の営業損失(△)	△162,997

(注)　全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

３．報告セグメントの変更等に関する事項

（有形固定資産の減価償却方法の変更）

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載のとおり、当社及び国内連結子会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法（ただし、1998年４月１日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しておりましたが、当中間連結会計期間より定額法に変更しております。

これにより、従来の方法に比べて当中間連結会計期間のセグメント利益は、「光学事業」で24,021千円、「照明事業」で6,005千円、「機能性薄膜・ガラス事業」で6,090千円、「その他」で1,731千円それぞれ増加しております。他に「全社費用」が1,727千円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(１株当たり情報)

１株当たり中間純損失及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
１株当たり中間純損失(△)	△9円27銭	△5円26銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△226,422	△156,297
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純損失(△)(千円)	△226,422	△156,297
普通株式の期中平均株式数(千株)	24,427	29,719
潜在株式調整後１株当たり中間純利益	―	―
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)	―	―
普通株式増加数(千株)	―	―
(うち新株予約権)(千株)	(―)	(―)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	―	―

(注)　前中間連結会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、１株当たり中間純損失であり、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、当中間連結会計期間の潜在株式調整後１株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの１株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

２ 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月13日

岡本硝子株式会社
取締役会　御中

あかり監査法人
東京都港区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	狐塚　利光
指定社員 業務執行社員	公認会計士	林　　成治

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている岡本硝子株式会社の2026年４月１日から2027年３月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岡本硝子株式会社及び連結子会社の2026年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は、有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却方法について、主として定率法を採用していたが、当中間連結会計期間より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、期中連結財務諸表に係る我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
・　中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1．上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2．XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。